

幕別町消費者被害防止 ネットワークニュース

第73号



18歳・19歳が狙われる!? 消費者トラブルに注意!

令和4年4月1日から、成年年齢が18歳に引き下げられました。これによって、契約の知識や社会経験の少ない18歳・19歳の消費者トラブルの増加が懸念されています。これを機に、契約の仕組みやトラブルの起きやすい場面についてあらかじめ知っておきましょう。

これからは18歳になると、親の同意なく自分の意思で契約できるようになりますが、民法の「**未成年者取消権**」は行使できなくなり、法定代理人（通常は親）の同意のない契約を取り消すことができません。特に次のような場面では、成人になつたばかりの方にトラブルが多く発生していますので注意しましょう。

- 軽い気持ちで契約しない。
- うまい話に飛びつかない。
- ネットの情報に流されない。
- 契約を急かす者は相手にしない。

- 借金をしてまで契約しない。
- きつぱりと断る勇気をもつ。

契約するに迷った場合は、一度返事を保留して信頼できる人に相談し、内容をよく理解して納得してから契約しましょう。困ったときには、すぐに消費生活センターに相談してください。

「クレジットカードを作る」

使い過ぎに注意し、明細表を毎月必ず確認しましょう。また、支払いの遅れ、暗証番号やセキュリティコードの取り扱いにも気を付けましょう。毎月一定額を返済していく「リボ払



相談事例紹介 18歳の息子が通販で商品を購入したら高額な定期購入だった

今月の相談

18歳の息子がスマホ広告を見て初回500円の除毛クリームを1回だけと軽い気持ちでお試し注文した。届いた商品の明細には、最低5回継続で総額約2万5千円の定期購入と書かれていて驚いた。払えないのでクーリング・オフしたい。

18歳の高校生の息子さんのかわりに母親が相談に来られました。「定期購入で総支払額が高額になることは広告に書かれていなかったし、500円という低価格だったので親には相談せずに買った」とのことでした。

センターから事業者に連絡し、購入申込時には「定期購入・5回縛り・高額」であることは分からずに購入したこと、親の同意なく申し込んだ未成年者契約であること、高額（小遣いの範囲外であること）から未成年者契約の取り消しを申し入れ、初回分は500円で購入し、2回目以降分は契約を取り消すことで双方が合意できました。

もし、このような事例が成年年齢引き下げ後に起こった場合は、未成年者契約の取り消しはできません。ただ、一部の事業者では「学生は今まで通り20歳まで未成年者扱い」とするところもあるようですので、規約を読むようにしましょう。

また、通信販売による購入は、原則としてクーリング・オフ制度（無条件解約）を利用できません。しかし、広告内容に問題がある場合は、解約できることもあります。

契約に納得できない、不明な点がございましたら消費生活センターへお気軽にご相談ください。



☎ 幕別町消費生活センター (☎55-5800)

地区	相談受付	場所
幕別	火曜・木曜	幕別町役場 1階相談室
札内	月曜～金曜	札内コミュニティプラザ 消費生活センター
忠類	第2・4水曜	忠類コミュニティセンター

18歳から 大人!

考える!新成人

2022年4月から、成年年齢が18歳になります。
契約や買い物は、しっかりと「考えて」から。



**大人なので、
取り消せません。**

成人として扱われるため、
契約を取り消すことが
できなくなります。

**大人なので、
契約できます。**

成人として契約を
一人で結ぶことが
できるようになります。

**大人なので、
必ず確認。**

契約を結ぶ際には、
事前に契約内容を
確認しましょう。

**大人なので、
無理はしない。**

本当に支払いができるのか、
自分の収入に
見合った買い物を。



若者をターゲットにした悪質な商法にも注意しましょう。

※飲酒、喫煙などは20歳になるまで認められません。

新成人、こんなトラブルにご用心!



裏面をチェック! /